

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>3. (1) ① (ア) 循環型ビジネスモデルの類型化及び選定 類型化にあたり、ISO59020をはじめとする循環経済に関する国際規格や、EUタクソノミー目標4「循環経済への移行」における技術的スクリーニング基準、各種文献等を参照する理由についてご教示いただけますと幸いです。</p> <p>また、ISO59010 (Guidance on the transition of business models and value networks) に示されている国際的なビジネスモデルの考え方についても、類型化の検討において考慮すべきものと理解しております。</p> <p>もし上記認識に齟齬がございましたら、ご指摘いただければ幸いです。</p>	<p>基本的には循環型ビジネスモデルの分類については既存の枠組みにて示されるモデルを参照した整理を出発点とすることが望ましいと考えております。それらを参照した上で、実際の事業領域を選別することを想定しており、特に参照されることが多いと思われる規格等を例示しておりますが、必ずしもそれに限るものではありません。ご指摘の通りISO59010におけるモデル等、多方向に参照した上で検討を進めていきたいと思っております。</p>
2	<p>3. (1) ① (イ) 市場インパクト評価に関して 提案書において弊社の想定する市場インパクト評価の算出・推計の考え方を示させていただきますが、参照すべき既存の報告書等がございましたらご教示ください。</p>	<p>現時点では特段明確な参照を行いたい既存の報告書等はございません。本業務においては類似の算出事例の有無の整理等もあわせて調査できればと思います。</p>
3	<p>3. (1) ① (ウ) 循環指標及び環境インパクト評価に関して インパクト評価を実施する目的についてご教示いただけますと幸いです。現時点では、投資家等に対する環境インパクトの定量的な効果を開示すること、ならびに選定したビジネスモデルの推進を通じて第五次環境基本計画への程度貢献できているかを把握することが主な目的であると認識しております。もし上記認識に齟齬がございましたら、ご指摘いただければ幸いです。</p>	<p>記載いただいた内容も一つの目的ではありますが、インパクト評価によってサーキュラーエコノミー分野にどれだけの資金が投じられているのかというサーキュラーエコノミー分野の市場規模を定量的に把握することは、例えば金融機関が今後の事業展開を検討する上で基礎情報として活用することが期待できる等、投資家や政府だけでなく様々な主体が活用できる情報を算出することができると考えております。</p>
4	<p>3. (1) ② (イ) サーキュラーエコノミー分野への投資促進に向けた機関投資家向けガイダンス案の作成に関して ガイダンスを機関投資家向けとされている理由について、ご教示賜れますと幸いです。また、貴省および経済産業省におかれましては、既に「サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス」（以下「対話ガイダンス」）を策定されていると承知しておりますが、このたび改めてガイダンスを策定される背景や課題認識についても併せてご教示いただけますでしょうか。</p> <p>弊社としては、対話ガイダンスを機関投資家に向けた内容に刷新されるものと理解しておりますが、認識に相違等ございましたらご指摘いただければ幸いです。</p>	<p>過去のガイダンスからの時間の経過等もあることや、より実効性のあるガイダンス内容の整理が必要と考えております。過去のガイダンスのアップデートというよりは、機関投資家向けと例示しておりますが発信すべき対象も含め、新たに必要な発信対象も含めた整理を実施できればと思います。</p>
5	<p>3. (1) ③再生材利用の価値訴求に係る調査 機関投資家へのヒアリングを行う目的をご教示ください。（金融やファイナンシャル分野等に関する知見を有した専門家に加えて機関投資家を明示されている理由をお伺いしたい趣旨でございます。）</p>	<p>仕様書に記載しているヒアリング先はあくまで現時点での想定であり、事業開始後にヒアリング候補を検討する際再度必要性を検討できればと考えておりますが、現時点では機関投資家等の投資行動を調査することで投資家に対しどのように再生材の価値訴求を行うことができるか、どのようにすれば投資家が資源循環分野に対する投資を行うようになるかなどを調査できればと考えております。</p>
6	<p>3. (3) ②トレーサビリティに係るシステム検討 トレーサビリティの高度化は、動静脈結合が進む中において処理責任の明確化及び適正処理を確保するために必要となる情報の整理を目的としたものと理解してよいでしょうか。</p> <p>参照すべき過去の調査報告書や審議会・研究会がございましたらご教示ください。</p>	<p>仕様書に記載の通り、生活環境上の支障発生の抑止や処理責任の明確化等のリスク管理や製品価値の訴求に係る情報伝達を目的とした事業になります。</p> <p>また参照すべき過去の調査報告書や審議会・研究会等は現時点ではございません。</p>